

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 鳥獣保護区について存続期間を更新する件二件 三六
 - 特別保護地区を指定する件 三七
 - 特定猟具使用禁止区域を指定する件二件 三七九
 - 福島県化学物質適正管理指針を定めた件を廃止する件 三六
 - 福島県振動防止対策指針を定めた件を廃止する件 三六
 - 福島県悪臭防止対策指針を定めた件 三六
-
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件 三六
 - 道路の区域を変更する件 三六
 - 道路の供用を開始する件 三六
 - 土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する件 三六
-
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三六
 - 福島県准看護師試験を実施する件 三六
 - 土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了した件 三六

告 示

福島県告示第四百九十六号

鳥獣保護区を設定する件(平成三年福島県告示第九百九十四号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり存続期間を更新する。

平成二十三年十月二十五日

一 名称、区域及び所在地

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	区 域	所 在 地
高松山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	本宮市

二 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、本宮市糠沢にある高松山を中心とした区域にあり、当該地域には、高松山観音寺があり、信仰の山として地元民に親しまれ管理されており、ニホンリス、ホンドリノウサギやキジ、ツグミを始めとする多様な鳥獣が生息している。このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第四百九十七号

鳥獣保護区を設定する件(平成十三年福島県告示第八百五十六号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり存続期間を更新する。

平成二十三年十月二十五日

一 名称、区域及び所在地

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	区 域	所 在 地
裏磐梯鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	北塩原村及び猪苗代町
尾瀬鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	檜枝岐村

二 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 裏磐梯鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、磐梯山の北側に位置し、磐梯山の噴火により河川がせき止められてきた檜原湖等の湖沼群及び東大顛までの吾妻山系西側の地域であり、鳥獣の多様な生息環境を有している。標高約八百メートルの湖沼や湿原から、針葉樹林、広葉樹林、広葉樹との混交林が続き、カルガモなど水辺の渡り鳥が生息している。標高二千メートルの西吾妻山などには、天然性のブナ林、亜高山性針葉樹林、さらに偽高山帯といった幅広い植生を有し、クマタカやハヤブサ等の希少鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 尾瀬鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、尾瀬国立公園の中心地域で、南側は群馬県、西側は新潟県と接し、北側には燧ヶ岳を始めとする二千メートル級の山々がそびえ、尾瀬ヶ原を始めとする広大な湿原や尾瀬沼には、四季折々にバイカモやエゾヒルムシロなど二百種類以上の水生植物が見られる。また、それを取り巻く燧ヶ岳、大杉岳等の山々とブナの原生林や尾瀬沼など変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、コマドリ、ヤマネ、ホンドオコジョ等の鳥獣の生息が認められる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第四百九十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称、区域及び所在地

名 称 区 域 所 在 地

裏磐梯鳥獣保護区
裏磐梯特別保護地区

別紙区域図のとおり

北塩原村及び猪苗代町

尾瀬鳥獣保護区
尾瀬特別保護地区

別紙区域図のとおり

檜枝岐村

二 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

1 裏磐梯鳥獣保護区裏磐梯特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

裏磐梯鳥獣保護区は、磐梯山の北側に位置し、檜原湖等の湖沼群及び東大顛までの吾妻山系西側の地域であり、鳥獣の多様な生息環境を有している。標高約八百メートルの湖沼・湿原には、カルガモなど水辺の渡り鳥が生息し、標高二千メートルの西吾妻山などには、天然性のブナ林を有し、クマタカやハヤブサ等の希少鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、檜原湖の東岸及び西岸や雄国沼周辺の区域は、ミズゴケ湿原やヨシ湿原が広がり、湖沼や草地に連続する森林は、山地帯下部から山地帯上部にかけてコナラ林やブナ林で形成されており、カルガモ、カイツブリ等水鳥の生息地となっているほか、クロツグミやオオシキリ等の生息地及び繁殖地として重要である。東大顛、西吾妻山の区域においては、標高二千メートルの西吾妻山への亜高山性針葉樹林、偽高山帯といった多様な植生により構成されており、また下方にコナラなどが生育しているため餌となるドングリが豊富にあるなど、コサメビタキやオシドリなど森林性の渡り鳥の生息地及び繁殖地として重要な区域となっている。

このため、当該区域は、裏磐梯鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護を図るものである。

2 尾瀬鳥獣保護区尾瀬特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

尾瀬鳥獣保護区は、尾瀬国立公園の中心地域で、南側は群馬県、西側は新潟県と接し、北側には燧ヶ岳を始めとする二千メートル級の山々がそびえ、尾瀬ヶ原

を始めとする広大な湿原や尾瀬沼には、四季折々にバイカモやエゾヒルムシロなど二百種類以上の水生植物が見られる。また、それを取り巻く燧ヶ岳、大杉岳等の山々とブナの原生林や尾瀬沼など変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、コマドリ、ヤマネ、ホンドオコジョ等の鳥獣の生息が認められる。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は、中央にある燧ヶ岳の西部に尾瀬ヶ原、東部に尾瀬沼があり、燧ヶ岳のブナの原生林から尾瀬ヶ原及び尾瀬沼にかけて、森林から湿地まで多様な生態系が見られ、メボリ、ムシクイ、フクロウ、オシドリ、カイツブリ、オオルリ、ホンドオコジョ等の多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な地域となっている。

このため、当該区域は、尾瀬鳥獣保護区の中でも特に保護を図る区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第四百九十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

一 使用を禁止する特定猟具

銃器

福島県知事 佐藤 雄平

二 名称、区域及び所在地

名称	区域	所在地
飯坂町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	福島市
作田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	本宮市
高倉北部特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	郡山市

御代田特定猟具使用禁止区域

郡山市

土生特定猟具使用禁止区域

白河市
西白河郡西郷村

滑津原特定猟具使用禁止区域

西白河郡中島村

北会津町十二所特定猟具使用禁止区域

会津若松市

豊川特定猟具使用禁止区域

喜多方市

見明特定猟具使用禁止区域

別紙区域図のとおり

河沼郡会津坂下町

高杖原特定猟具使用禁止区域

別紙区域図のとおり

南会津郡南会津町

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第五百号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

一 使用を禁止する特定猟具

銃器

福島県知事 佐藤 雄平

二 名称、区域及び所在地

使用を禁止する特定猟具	銃器	名称、区域及び所在地
-------------	----	------------

名 称	区 域	所 在 地
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	南相馬市
早渡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡川内村
大柿ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町
金ヶ森特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町
上ノ原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局）にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第五百一号

福島県化学物質適正管理指針を定めた件（平成十年福島県告示第六百三十四号）は、廃止する。なお、福島県化学物質適正管理指針は存続し、今後は、福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課ウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/hourei.html>）において公表するものとする。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平
（水・大気環境課）

福島県告示第五百二号

福島県振動防止対策指針を定めた件（平成十年福島県告示第六百三十五号）は、廃止する。なお、福島県振動防止対策指針は存続し、今後は、福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課ウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/hourei.html>）において公表するものとする。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平
（水・大気環境課）

福島県告示第五百三号

福島県悪臭防止対策指針を定めた件（平成十年福島県告示第六百三十六号）は、廃止する。なお、福島県悪臭防止対策指針は存続し、今後は、福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課ウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/hourei.html>）において公表するものとする。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平
（水・大気環境課）

福島県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大久地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年十月二十六日から
同 年十一月十四日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、原地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年十月二十六日から
同 年十一月十四日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第五百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道についで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一・二二号	喜多方市岩月町宮津字 西田窪五三八四番一 地先から 同 市岩月町入田付 字西ノ入国有林九六 林班イ小班まで 喜多方市熱塩加納町大 字米岡字下平乙六〇九 番四二地先から 同 市熱塩加納町大 字熱塩字打越丁一〇二 〇番地先まで 喜多方市熱塩加納町大 字熱塩字西沢山丙二一 三四番一地先から 同 市熱塩加納町大 字熱塩字松沢山国有林 喜多方事業区六二班ほ 小班まで 喜多方市岩月町宮津字 西田窪五三八四番一 地先から 同 市松山町鳥見山 字三百菊五六七番一	変更前 A 四・五〇 五九・〇	敷地の幅員 (メートル) A 四・五〇 五九・〇	延 長 (メートル) 二二、二〇七・〇
		B 一・一〇 一四二・〇	B 一・一〇 一四二・〇	一、四五五・四
		C 一〇・五〇 二八九・〇	C 一〇・五〇 二八九・〇	八、五〇〇・〇
		D 一七・〇〇 八九・〇	D 一七・〇〇 八九・〇	四、一二〇・〇

地先まで 喜多方市松山町鳥見山 字三百菊五六七番一 地先から 同 市熱塩加納町大 字米岡字下平乙六〇九 番四二地先まで 喜多方市熱塩加納町大 字熱塩字打越丁一〇二 〇番地先から 同 市熱塩加納町大 字熱塩字西沢山丙二一 三四番一地先まで	変更後 B 一・一〇 一四二・〇	E 一七・〇〇 七〇・〇	二、五四五・〇
同 市熱塩加納町大 字熱塩字打越丁一〇二 〇番地先まで 喜多方市熱塩加納町大 字熱塩字西沢山丙二一 三四番一地先から 同 市熱塩加納町大 字熱塩字松沢山国有林 喜多方事業区六二班ほ 小班まで 喜多方市岩月町宮津字 西田窪五三八四番一 地先から 同 市松山町鳥見山 字三百菊五六七番一 地先まで 喜多方市松山町鳥見山 字三百菊五六七番一 地先から 同 市熱塩加納町大 字米岡字下平乙六〇九 番四二地先まで	変更後 C 一〇・五〇 二八九・〇	D 一七・〇〇 八九・〇	四、一二〇・〇
	変更後 D 一七・〇〇 八九・〇	E 一七・〇〇 七〇・〇	二、五四五・〇

喜多方市熱塩加納町大字熱塩字打越丁一〇二〇番地先から 同 市熱塩加納町大字熱塩字西沢山丙二二三番一地先まで	F 一一・五〇 一四三・〇	二、七五三・七
--	------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一一八号	会津若松市明和町二八九番二地先から 同 市表町一五番地先まで	平成二十三年一〇月二五日

(道路計画課)

福島県告示第五百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について次のとおり指定を解除する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
本町二丁目 2号	二本松市本町二丁目	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

公 告

公告第九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
(砂防課)

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人パレット21
- 三 代表者の氏名
安瀬 三男
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市上亀田十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幼児、学童から高齢者、障害児（者）及びその家族の人たちに対して、地域で安心ある暮らしが実現できるように自立支援と家族の福祉増進を図る障害福祉サービス事業を行い地域福祉の発展に寄与することを目的とする。同時に、保育、教育を通して子どもたちの健全な育成に努めることを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十五号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、平成二十三年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験期日
平成二十四年二月十五日（水）午後一時開始
- 二 試験場所
郡山市熱海町熱海二丁目一四八番地の二 郡山ユラックス熱海多目的ホール
- 三 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。

3 受験資格を証する書類

(一) 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。

(二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成二十四年三月十二日午後五時までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと。）。

五 受験願書の受付期間

平成二十三年十二月五日から同月七日までに持参又は書留郵便により郵送のこと（郵送の場合は、平成二十三年十二月七日までの消印のあるものは有効とする。）。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七〇）
電話 〇二四一五二一七二二二（直通）

七 その他

1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。

2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室に問い合わせること。

（地域医療課感染・看護室）

公告第百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第十七条第三項に規定する対策工事等が完了した。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 法第十条第一号に規定する開発区域又は工区に含まれる地域の名称

二本松市本町一丁目百八番

二 法第九条第一項に規定する特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

二本松市本町一丁目三十五番地

医療法人辰星会

（砂防課）